

生息地等保全地区内既着手行為届出書

年 月 日

群馬県知事 あて

届出者 住 所
氏 名 印
〔 法人その他の団体にあつては、主たる事
務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕
電話番号

生息地等保全地区が指定された際、既に行為に着手していたので、群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例（以下「条例」という。）第20条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

生息地等保全地区の名称	
行為の種類	
行為の目的	
行為の場所	市 郡 町 村 大字 字 番地（地先）
行為地及びその付近の状況	
行為の施行方法	
関連行為の概要	
行為の着手年月日	年 月 日
行為の完了年月日 又は完了予定年月日	年 月 日
備考	

注1 「行為の種類」欄には、条例第20条第1項各号に掲げる行為の区分による行為の種類を記載すること。

2 「行為の目的」欄には、当該行為の目的のほか、その必要性を具体的に記載すること。

3 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等の状況を記載することとし、その詳細については、群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第12条第2項第2号の概況図に記載すること。

4 「行為の施行方法」欄には、次に掲げる行為の区分に応じ、それぞれに定める事項について記載すること。

(1) 条例第20条第1項第1号に掲げる行為 工作物の種類、敷地面積、規模、構造及び主要材料（改築又

は増築の場合にあっては、着手前及び完成後のそれぞれについて記載すること。)

- (2) 条例第20条第1項第2号に掲げる行為 施行面積及び工事の方法
 - (3) 条例第20条第1項第3号に掲げる行為 鉤物又は土石の種類、採掘又は採取の量、採掘又は採取の設備及び土地の形状を変更する箇所の面積
 - (4) 条例第20条第1項第4号に掲げる行為 埋立ての面積及び工事の方法
 - (5) 条例第20条第1項第5号に掲げる行為 水位又は水量の増減の原因となる行為、水位又は水量の増減の及ぶ範囲、水位又は水量の増減を及ぼす時期及び取水量並びに使用する設備
 - (6) 条例第20条第1項第6号に掲げる行為 伐採種別、伐採樹種、伐採面積、伐採木竹の樹齡（皆伐の場合は、平均樹齡）、伐採木竹の胸高直径（皆伐の場合は、平均胸高直径）、伐採材積及び伐採設備
 - (7) 条例第20条第1項第7号に掲げる行為 捕獲等をする野生動植物の種の名称及び個体等の数量並びに捕獲等の方法
 - (8) 条例第20条第1項第8号に掲げる行為 汚水又は廃水の水質、排出時期及び量並びに排水設備
 - (9) 条例第20条第1項第9号に掲げる行為 車両、動力船又は航空機の種類及びその数、使用又は着陸させる土地の範囲及び面積並びに使用又は着陸の方法
 - (10) 条例第20条第1項第10号に掲げる行為 当該行為に係る動植物の種の名称及び個体等の数量並びに当該行為の方法
 - (11) 条例第20条第1項第11号に掲げる行為 散布をする物質の種類、数量及び散布の方法
 - (12) 条例第20条第1項第12号に掲げる行為 その面積及び使用する設備
 - (13) 条例第20条第1項第13号に掲げる行為 使用する器具及び観察の頻度その他の観察の方法
- 5 「関連行為の概要」欄には、行為の支障となる木竹の伐採、残土処理、工事中仮設工作物の設置等当該行為に伴う行為の種類及びその施行方法を記載することとし、その詳細については、規則第12条第2項第3号の平面図に記載すること。
- 6 「備考」欄には、他の法令等の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は行政庁への届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記載すること。